

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【会社名】	マルコ株式会社
【英訳名】	MARUKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 朝倉 英文
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,750,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	55,000,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成28年4月28日開催の取締役会決議によるものです。

2. 本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成28年6月28日開催予定の第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当増資に関連する議案及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案が承認されること、並びに割当予定先である健康コーポレーション株式会社（以下「割当予定先」又は「健康コーポレーション」といいます。）による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が完了し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等の本第三者割当増資を妨げる措置又は手続がとられていないことを条件としております。

3. 当社と割当予定先は、平成28年4月28日付で資本業務提携契約を締結しております。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	55,000,000株	2,750,000,000	1,375,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	55,000,000株	2,750,000,000	1,375,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,375,000,000円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
50	25	100株	平成28年7月5日	-	平成28年7月5日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 当社は、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資にかかる割当は行われなないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
マルコ株式会社	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 檀原支店	奈良県檀原市八木町一丁目8番22号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,750,000,000	55,000,000	2,695,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー手数料、RIZAP社（後記(2)において定義いたします。）の株価算定費用、有価証券届出書等の書類作成費用及びその他費用の概算です。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
RIZAP株式会社の普通株式の取得	1,750	平成28年7月
広告宣伝費	800	平成28年7月～平成30年3月
店舗改装、従業員教育費	145	平成28年7月～平成30年3月

(注) 1. RIZAP株式会社とは、割当予定先の完全子会社であるRIZAP株式会社（住所：東京都新宿区北新宿二丁目21番1号、代表者：瀬戸健。以下「RIZAP社」といいます。）を指します。

2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

RIZAP社の普通株式（1,750百万円）については、RIZAP社との間におけるより効果的なシナジー（相乗効果）創出の観点から取得するものであります。当社はこれにより、RIZAP社の株式を約2.1%保有することとなります。なお、当社のRIZAP社の株式に対する取得割合は、健康コーポレーションの当社に対する持株比率、当社の調達する資金総額、RIZAP社株式の取得価額、及びその他の資金使途を総合的に勘案し、健康コーポレーションと協議した結果、決定されたものであります。

RIZAP社の普通株式の取得は、当社の強みとする紹介等を通じた店舗運営のノウハウや年間購入会員6万人の資産をRIZAP社においても有効活用させることで、RIZAP社の企業価値向上を図る動機付けとなり、ひいては健康コーポレーショングループ及び当社の企業価値向上に資することを目的とするものであります。また、当社が健康コーポレーションの中核事業であるRIZAP社の株式を一定割合取得することで、RIZAP社との間で顧客の相互送客等の様々な取り組みが出来得ると確信しており、より強固な提携関係を構築できるとともに、当該提携関係をより多くの皆様にご認識頂く効果もあると考えております。

なお、RIZAP社の普通株式の株式価値につき、当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である日比谷監査法人に当該株式価値の算定を依頼し、平成28年4月27日付株式価値算定書を取得いたしました。なお、当該第三者算定機関は当社、割当予定先及びRIZAP社の関連当事者には該当せず、また、これらの会社との間で重要な利害関係を有しません。

日比谷監査法人による株式価値の算定に当たっては、株式価値算定方法として、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を勘案しており、この結果、RIZAP社の普通株式の1株当たり株式価値として、884,851円～1,070,445円との算定結果が出されました。

上記の株式価値算定結果を参考にして、健康コーポレーション及びRIZAP社との間で交渉を行った結果、RIZAP社の普通株式を1株当たり1,000,000円で取得することを決定いたしました。

当社は、既存顧客からの紹介による顧客獲得を強みとしておりますが、新規顧客開拓と販売力強化を課題としており、このような課題に対応するため、新規のお客様を獲得するための折込チラシ、ネット広告及びTV CM等

を活用した各種広告宣伝費(テストマーケティング費用を含みます。)として、当社及び健康コーポレーションの過去の事例に照らして800百万円を平成30年3月までに支出する予定です。内訳としては、デジタル広告に85百万円、折込チラシ等の紙媒体に225百万円、交通広告に85百万円、TV CMに405百万円を其々見込んでおります。なお、広告媒体の選定や投下予算については、割当予定先のノウハウを最大限活用した慎重なテストマーケティングを繰り返し、費用対効果を確実なものとしてまいります。

過去の平均的な1店舗当たりの店舗改装費用や従業員1人当りの教育費用を鑑み、店舗改装及び従業員教育費など既存会員からの紹介によらない新規顧客の受入れ体制の構築費用として、145百万円を見込んでおります。これまでは、ご紹介経由でのお客様が多かったため、必ずしも十分とはいえない内装の店舗も多く、また、一見のお客様への対応フローも確立できておりません。このような新規のお客様への対応として、当社の商品を知って頂くために紹介動画を見て頂けるようなブースの設置をすることで1店舗当たり20万円程度の費用を約250店舗分見込んでおり、加えて、店舗スタッフがこれらの設備を有効に活用できるように対応フローのマニュアル作成、実習教育等に1店舗当たり10万円程度の費用を約250店舗分見込んでおります。加えて、RIZAP社との共同店舗運営に係る店舗の大型改装や移転等により、約700百万円の費用を見込んでおります。

今後は、広告宣伝からのお問い合わせを、確実にご契約に結びつけるために、十分な対応ができる店舗への変更やスタッフ教育体制を構築していく予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	健康コーポレーション株式会社
本店の所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第13期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月14日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第13期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第13期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年1月15日 関東財務局長に提出

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等関係		該当事項はありません。

(注) 本有価証券届出書提出日現在における関係を掲載しております。

## c. 割当予定先の選定理由

昭和53年、当社は日本ではじめてプロポーショナルを整えるための“体型補整下着”を完成させました。以来、女性の美を追求し続け、よりクオリティの高い商品開発や当社独自の体型補整概念に基づくボディメイクとコンサルテーションを中心としたきめ細かなサービスを実践してきました。その軌跡は、日本に体型補整下着の新しいマーケットを開拓した歴史といわれています。おかげさまで多くのお客さまとともに、美を実現するさまざまなドラマを生み出すことができ、確固とした企業基盤を築くことができました。このような販売活動を行ってきた結果、現在では約49万人の累積会員を抱えるまでに至っております。

しかしながら、当社の販売する商製品は高付加価値品（主な価格帯は3万5千円から6万円です。）であるため、国内景気、消費・所得の動向に影響を受けやすい形態であります。

このような市場環境のもと、当社におきましては、新規顧客拡大のためのキャンペーン実施や各種イベントの開催、新商品の開発等の施策を実施しましたが、抜本的な消費の喚起にまでは至っておりません。当社は、このような厳しい市場環境を打開するため、自助努力として上記施策を実施してきたものの、平成27年3月期の業績は当初予想よりも著しく落ち込み、売上高15,578百万円、営業損失470百万円、経常損失403百万円となり、平成28年3月期においても、顧客獲得策として、現会員様向けの新規顧客紹介特典、法人顧客の従業員様向けセミナーの開催、体型補整を実感していただくための無料モニター制度、顧客の再来店促進策としてメールマガジンの活用等の施策を行っておりますが、依然として厳しい状況が続いており、大幅な営業損失及び経常損失を計上することを予定しております。

当社は、上記のような事業環境への対応及び業績の回復に向けた業務上の課題である新規顧客開拓と販売力強化の必要性に迫られています。

しかしながら、新規顧客獲得の観点では、過去から様々なマーケティング（広告宣伝活動、市場調査等）施策を講じているものの、社内のノウハウ不足に起因し、実質的な効果が出ておらず、当社単独ではこのような状況を脱する施策を実行することは難しい状況となっております。また、販売力強化に関しては、従来からの店舗販売にて顧客を接客するサービス提供を行っておりますが、昨今のエステや痩身などの美容に関する様々なサービス産業との差別化が難しい状況となっております。

こうした喫緊の課題に対処し、新規顧客獲得のための効果的なマーケティング活動及び宣伝広告活動を行うことのできる体制を早期に確立していくことが急務であると考えております。

そのような中、従前より、当社の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の意向もあり、当社の企業価値向上に繋がる抜本的な資本構成の見直し、及び当社の課題解決のための新たなビジネスパートナーの模索を行っておりました。平成27年8月頃から本格的なパートナー候補の選定のため、複数社の様々な候補先の検討を行いました。その候補先の一つが平成27年10月に筆頭株主である伊藤忠商事より紹介を受けた健康コーポレーションであり、同社は、事業の親和性から当社とのシナジーを見込め、かつ、候補先の中で唯一具体的な条件面の提示を行ったことから、同社との検討を進めてまいりました。

健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立された株式会社で、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しています。健康コーポレーションは、「どろあわわ」（洗顔料）を主力とする美容関連商品をインターネット通信販売等を通じて販売・提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してきました。平成24年2月には、健康コーポレーション傘下の中核企業であるRIZAP社において、パーソナルトレーニングジム「RIZAP」（以下「RIZAP」といいます。）を出店し、ボディメイクを経て「健康的な体と心、気持ちの変化、輝く未来」を提供すべく新規事業となるボディメイク事業を立ち上げました。健康コーポレーションは、「自己投資産業No.1」をグループビジョンとして掲げ、美容・健康関連事業、アパレル関連事業、住関連ライフスタイル事業、エンターテインメント事業を展開しており、売上高は、平成25年3月期178億円、平成26年3月期239億円、平成27年3月期391億円と驚異的に業績を伸ばしております。なかでも、美容・健康関連事業の業績の牽引役となっているパーソナルトレーニングジム「RIZAP」は、卓越したマーケティングと徹底した顧客満足度の追求により、設立3年目である平成25年3月期にして、売上高100億円を突破するなど、高付加価値のサービスを提供する店舗型ビジネスにおいて圧倒的スピードで成長しております。

RIZAP社のサービスの当社会員への提供や、当社の新規顧客を獲得するためのマスプロモーション広告（消費者への商品認知度拡大のため、TV広告、雑誌広告、インターネット広告などを活用すること）などの実施によりシナジー（相乗効果）が発揮されると考えられ、健康コーポレーションより資本業務提携契約締結の提案がなされました。かかる提案について当社での検討の結果、下記のような業務上のシナジーが見込まれるため、資本業務提携契約の締結に至った次第です。

当社は、紹介等を通じた店舗運営のノウハウと年間購入会員6万人の資産を有効活用することを企図している反面、マスプロモーション広告の経験に乏しく、また、補整下着以外の開発の経験も少ない状況です。健康コーポレーションは、約5万人の会員を有するパーソナルトレーニングジム「RIZAP」を初めとし、美容機器、美容商品、ダイエット商品、サプリメント等の顧客訴求力のある商材の企画、開発及び各種広告などを活用したプロモーション活動に強みを有しているため、上記のとおり、両社が融合することで、「RIZAP」のサービスの当社会員への提供や、当社の新規顧客を獲得するためのプロモーションの実施などのシナジー（相乗効果）が発揮されると考えられます。また、当社が培ってきた補整下着の店舗運営や社員の教育ノウハウを健康コーポレーション

グループと人材交流を通じて供与し、当社の収益拡大及び健康コーポレーション傘下のRIZAP社における売上の増大の双方を実現することが可能となると考えております。

健康コーポレーションは当社との資本業務提携の前提として、連結子会社化による当社のグループ化を考えており、また、本第三者割当増資は、当社の財務体質の強化のための自己資本比率を増強し、企業価値向上に向けたマーケティングの施策に積極的に取り組むための資金需要に対応する資金を確保するため、加えて、本第三者割当増資実施後の機動的な事業運営に基づくシナジーを早期に創出していくために決定されたものであります。

当社としても、より効果的なシナジー創出の観点から、単なる業務提携に止まらず健康コーポレーションの子会社となることで、同社の要望を実現できるとともに、当社の課題である新規顧客獲得においても貢献いただけ、両社にとって上記シナジーの発揮も併せて期待できることから、この提携が最善であるとの決断に至りました。

当社は、より具体的には、下記のように、当社サービスと近いビジネスモデルで成長してきたRIZAP社のノウハウを最大限活用したシナジーを生み出すことで、顧客基盤を急速に拡大することが可能と見込んでおります。

#### (1) マーケティング力の活用

当社では、独自のノウハウによる高い紹介率を強みとして、既存顧客からの紹介を中心とした顧客獲得をしております。しかしながら、様々なサービス産業の隆盛による顧客基盤の縮小による新規顧客層の減少が売上減少の大きな要因となっており、広告宣伝を活用したマーケティングによる縮小均衡状態の打破が喫緊の課題となっております。他方で、RIZAP社は、当社と同様に、高付加価値サービスの店舗ビジネスを展開しておりますが、昨年のCM好感度ランキング3位（CM総合研究所発表「CM好感度調査」）を獲得するなど、卓越したマーケティングにより、その新規顧客層を拡大し続けております。今後は、こうしたRIZAP社のマーケティングノウハウを最大限活用することで、積極的な広告宣伝により顧客基盤を拡大し、さらに当社の強みである紹介につなげることで一気に顧客基盤を拡大していく予定です。また、PR活動についても、RIZAP社との協業展開など、これまででないPR施策を実行していく予定です。

#### (2) 割当予定先のグループ顧客基盤との相互送客

割当予定先である健康コーポレーションは、美容商材を扱う通信販売事業に加え、「RIZAP」を扱うRIZAP社、マタニティ・ベビーウェアを扱う株式会社エンジェリーベ、レディースアパレルを扱う株式会社馬里邑、株式会社アンティローザ、夢展望株式会社など、グループ全体で、女性を中心とした数百万人の顧客基盤を持っております。こうした顧客基盤は、当社のターゲット層と親和性が高く、即効性が高く、かつ多数の相互送客が可能となるものと見込んでおります。

#### (3) RIZAP社と連携した新プログラムの開発

RIZAP社の顧客基盤は、美に対する意識が高い女性が多いといった点で、ターゲット層が当社と極めて近いものとなっております。また、「RIZAP」は、適切な運動指導と栄養指導による体重・体脂肪率の減少の短期達成を強みとしており、当社は、補整下着によって、その引き締まった体型を維持していくことを実現できると考えております。こうした双方の強みを持ち寄ることで、従来なかった画期的な女性向けのプログラムメソッドを開発し、全国の当社店舗や、「RIZAP」店舗において、大々的に展開することを検討しております。

上記のとおり、当社の顧客基盤拡大に向け、RIZAP社を中心に割当予定先と極めて高いシナジー効果が見込めるものと確信しております。

また、割当予定先グループは、グループ商材を活用した積極的な株主優待や配当政策を実施し、株主還元に取り組んでおります。当社としても、本第三者割当増資実施の後、割当予定先にならい、これまで以上に積極的に株主優待及び配当政策に取り組んでいく所存です。

前記、第1「4 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資実施の後、両社のさらなる関係強化、及びシナジー創出のため、一部の資金は、RIZAP社の普通株式の取得に使用することを予定しており、加えて、顧客基盤の最大化を目的として、広告宣伝費の投下、店舗オペレーションや店舗開発等の資金調達的手段として、当社は上記関係強化の目的に即した割当予定先に対する第三者割当を実施することといたしました。

さらに、今回の資金調達にあたり、エクイティ・ファイナンスを選択したのは、財務の健全性を確保しつつ、長期的かつ安定的な資金をもとに事業を継続していくことを考慮した場合、自己資本充実が必須であると考え、増資による資金調達が最善の方法であると判断した結果であります。追加の借入れは、金利、手数料等の費用負担の増加や自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点から望ましくないこと、また、公募増資は引受先が集まらないリスクがあることや調達に要する時間及びコストが割高であり、公募増資や株主割当といった手法よりも、上記の当社の事業と親和性の高い強みを持つ割当予定先との取引関係を強化しつつ、迅速かつ確実な資金調達をすることができる新株式による第三者割当の手法が望ましいと判断いたしました。

上記のとおり、現状の売上高の減少から、抜本的な事業改革を行うためには、割当予定先との関係を深化させ、当社製品の取扱高の増加に繋げることが当社の持続的成長に不可欠と考えており、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることになっても、これを上回る当社グループ企業価値を創造し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものと判断いたしました。

上記基本方針のもと、当社及び健康コーポレーションは、商品等の共同開発、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販促活動、人材の相互交流などでの各種施策について、協業を進める中で、検討を進めて参ります。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 55,000,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資により取得する株式について、安定株主として長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に、割当予定先が本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第12期有価証券報告書（平成27年6月29日提出）及び第13期第3四半期報告書（平成28年1月15日提出）に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、割当予定先は本第三者割当増資に係る金銭の払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。加えて、当社は、割当予定先より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を平成28年3月31日時点で保有していることを表明及び保証した書面を受領しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は札幌証券取引所アンビシャスに上場しており、同社が札幌証券取引所に提出した平成28年1月4日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対し、組織全体で毅然とした対応で臨み、関係・取引・利用を一切しないことを基本方針としております。また、当社では、管理部が反社会的勢力との関係を遮断するための対応統括部署として、反社会的勢力排除に向け平素から関係行政機関や弁護士、外部調査機関等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めるとともに、適宜当社グループ内の関係する部署に対して注意喚起や教育を行っております。」と定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報の検索によっても、割当予定先、その役員又は主要株主と反社会的勢力との関係は認められませんでした。

以上より、当社は、割当予定先、その役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

h．特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数55,000,000株に係る議決権数は550,000個となり、割当予定先が当社の総議決権数に占める割合が約64.36%となることとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

(a) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	550,000個
(b) 上記(a)の募集株式に係る交付株式に係る議決権数	550,000個
(c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	854,541個

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価額につきましては、前記、「1 c 割当予定先の選定理由」で記載のとおり、当社の課題解決のための新たなビジネスパートナーを確保することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状及び将来の企業価値向上が見込まれることに鑑み、割当予定先との間で交渉を重ねました。当初、健康コーポレーションより、当社に対するデューデリジェンス及び当社の直近の業績を踏まえて、発行価額を1株40円として提案されました。

これに対して当社は、市場価格からかい離していることから条件面について複数回の交渉を重ね、市場株価までの増額を試みました。その結果、健康コーポレーションより一定の譲歩を受け、発行価額を1株50円として再提案されました。当社は、当該再提案に対し、更なる発行価額の増額交渉を試みましたが、当該条件以外を提示することはできないとの回答を受けました。この結果、借入等の他の資金調達手法やその他のビジネスパートナーとの協業についても視野に入れながら、十分な検討をいたしました。健康コーポレーションは、新規顧客獲得及び販売力の強化という当社の喫緊の課題に対応するための最善のパートナーであること、中長期的な観点からは、本第三者割当増資の実行によるシナジー創出が企業価値向上に資すると見込まれること、及び現在の当社の置かれている状況等を総合的に勘案した結果、健康コーポレーションの提案を受けることを決断いたしました。当社取締役会においては、当該発行価額による本第三者割当増資の実行について審議を重ね、将来の発展のために十分な成長資金を確保かつ迅速に調達する必要があること、中長期的な観点からは、本第三者割当増資の実行によって健康コーポレーションの子会社になること及び同社との業務提携による新規顧客獲得を中心としたシナジー効果の創出が当社単独で事業展開を行うことに比して、企業価値向上に資すると見込まれること、筆頭株主である伊藤忠商事からも、成長資金を調達できる第三者割当増資という手法及び健康コーポレーションとの資本業務提携によるシナジー効果により企業価値向上を目指すという方針については、概ね理解を得ていること、を総合的に勘案した結果、上記の発行価額による本第三者割当増資の実行には合理性があり、既存株主の皆様にも理解いただくことができるものと判断し、1株50円を発行価額として決定しました。なお、本件は、平成28年6月28日開催予定の本定時株主総会に上程することを予定しておりますが、現時点においては筆頭株主である伊藤忠商事からは本件について前向きに検討する旨の意見を取得しております。

当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値（以下「終値」といいます。）169円に対して70.4%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間（平成28年3月28日から平成28年4月27日まで）の終値の平均値102円に対して50.8%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間（平成28年1月28日から平成28年4月27日まで）の終値の平均値91円に対して45.0%のディスカウント、及び取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間（平成27年10月28日から平成28年4月27日まで）の終値の平均値101円に対して50.7%のディスカウントとなっております。会社法第199条第2項、同条第3項及び第201条第1項によれば、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には株主総会の特別決議が必要になります。払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、募集事項を決定する日の直前の市場株価又は一定期間の平均株価を参考にすることが通例です。

募集株式の払込金額が特に有利な金額にあたるか否かの基準は、一般に、日本証券業協会の定める「原則として、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額又は当該決議の6ヶ月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価額に0.9を乗じた価額以上の価額であること」という自主ルールが参考とされます。このルールに照らすと、上記のとおり、本第三者割当増資の発行価額は、決議日直前日の終値、並びに決議日直前日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値のいずれと比較しても10%を超えるディスカウントとなっていることから、「特に有利な金額」に該当するものと判断いたしました。

よって、本第三者割当増資は、本定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件として実施いたします。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は55,000,000株（議決権数550,000個）であり、取締役会決議直前における発行済株式に係る議決権の数（304,541個）の180.60%となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。本第三者割当増資は、このような希薄化を伴いますが、前記「1 c 割当予定先の選定理由」で記載いたしましたとおり、マスマーケティングを活用した新規顧客の拡大、人材交流による店舗販売力の強化及び両社連携による新規商材の開発等が見込まれ、本第三者割当増資は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、前記、「1 c 割当予定先の選定理由」に記載いたしましたとおり、割当予定先である健康コーポレーションとの間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、既存株主の皆様にもご理解いただくことができる内容であり、発行数量及び希薄化規模について合理性があるものと考えております。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、本定時株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としております。



#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は55,000,000株（議決権数550,000個）であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数の180.60%となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなること、また、本第三者割当増資が行われた場合、割当予定先は当社の支配株主となるため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当いたします。

さらに、前記、「1 h 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
健康コーポレーション株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目21番 1号	-	-	55,000	64.36%
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5-1	8,055	26.45%	8,055	9.43%
正岡 規代	奈良県橿原市	3,400	11.16%	3,400	3.98%
マルコ社員持株会	大阪市中央区瓦町二丁目2-9	2,022	6.64%	2,022	2.37%
梶村 絹子	大阪市浪速区	1,350	4.43%	1,350	1.58%
正岡 昌子	大阪市西区	1,350	4.43%	1,350	1.58%
石川 誠	三重県三重郡川越町	250	0.82%	250	0.29%
池田 豊治	三重県鈴鹿市	226	0.74%	226	0.26%
阪田 和弘	鳥取県鳥取市	184	0.61%	184	0.22%
鎌田 龍太郎	千葉県木更津市	160	0.53%	160	0.19%
松波 省一	愛媛県松山市	130	0.43%	130	0.15%
計		17,129	56.25%	72,129	84.41%

(注) 1. 平成28年3月31日時点の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか、当社は平成28年3月31日時点で1,567,605株を自己株式として所有しております。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として、本第三者割当増資により増加する議決権（550,000個）を加えて算出したものです。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

5. 上記主要株主の正岡規代氏は、平成27年7月24日に逝去されましたが、平成28年3月31日現在、株主名簿書換手続未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記、「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、厳しい市場環境・経営環境の下、持続的成長のため、新規顧客開拓を積極的に進めてまいりましたが、抜本的な消費の喚起には至らず、平成27年3月期の業績は当初予想よりも著しく落ち込み、平成28年3月期においても大幅な営業損失及び経常損失を計上することを予想しております。

当社は、上記のような事業環境への対応及び業績の回復に向けた業務上の課題である新規顧客開拓と販売力強化の必要性に迫られています。

しかしながら、当社単独ではこのような状況を脱する新規顧客獲得等に関する施策を実施するのは難しく、当社の課題を解決するためのパートナーの招聘は必至であり、将来に渡って企業価値向上に資する第三者を引受先とする大規模な第三者割当増資を実行することが必要であると判断いたしました。

そこで、当社は、様々な候補先の検討を行い、引受先を模索したものの、健康コーポレーションのみが、具体的な条件面での提示を表明したため、同社との間で協議を進めることとなりました。この点、健康コーポレーションは、迅速に資金の拠出が可能であり、当社が必要としている新規顧客獲得を図るためのマスプロモーション広告及び「RIZAP」事業における実店舗展開のノウハウを有し、かつ、店舗運営面で事業シナジーを創出できるため、当社に対する第三者割当増資により当社の企業価値を高めることができると判断いたしました。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は55,000,000株(議決権数550,000個)であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数304,541個に対して、180.60%の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社は、大規模な株式の希薄化及び有利発行を伴ってでも、割当予定先である健康コーポレーションとの間で今後強固な関係を確立し、成長戦略の実行に向けた万全な体制をより早期に確立し、飛躍的な発展を実現することで、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、新規顧客獲得や新商材の開発に向けた投資等により売上を大幅に改善することが喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資の実行が将来的な株主価値の向上を企図するものであること等を総合的に勘案し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について取締役会において慎重に審議を重ねてまいりました。その結果、健康コーポレーションから出資を得て、抜本的な施策に取り組み、企業価値の最大化を図ることは、既存株主の皆様利益保護につながるものであり、本第三者割当増資の実行は必要不可欠であり、かつ相当なものであるとの判断に至りました。

また、社外監査役3名東京証券取引所の定めに基づき2名を独立役員として届け出ています。)を含む4名の監査役から、本第三者割当増資の目的等について以下の意見が示されています。

本第三者割当増資は、前記、「1 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社における新規顧客開拓と販売力強化の必要性のもと、優れたマーケティングノウハウを有し、かつ当社の事業と高い親和性を持つ健康コーポレーション及びRIZAP社との関係強化及び顧客基盤の最大化を図るために必要となる資金を調達しようとするものであり、その目的には一定の合理性が認められ、また、その意思決定プロセスも慎重かつ適正な社内手続を経て行われていることが認められる。

次に、本第三者割当増資の発行条件及び発行数量について、金子公一監査役を除く3名の監査役から以下の意見が示されています。

本第三者割当増資の目的には上記のとおり一定の合理性が認められ、かつ、本第三者割当増資を実行し、成長資金を投入するとともに健康コーポレーション及びRIZAP社との関係強化を図ることには、当社の企業価値の向上に資する面があると考えられることからすれば、健康コーポレーションとの継続的な協議及び交渉の結果として定められた発行条件及び発行数量については一定の合理性があると考えられる。

なお、金子公一監査役からは、本第三者割当増資の発行規模について、割当予定先が総議決権の過半数を取得できる限度に止めたいと、他の方法での資金調達を図ることも考えられるものの、その一方で、調達の安定性等に鑑みると他の方法の選択には困難な面が存するところでもあるため、株式の希薄化に関しては、本定時株主総会における株主の皆様判断に委ねたい旨の意見が別途示されています。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、以下の各事項を行うことを決定しております。

### (1) 発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更

#### a. 変更の理由・目的

本第三者割当増資に備えるとともに、当社株式の流通性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするため、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、6,615万株から10,000万株に変更するものです。

#### b. 変更の内容

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、6,615万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000</u> 万株とする。

#### c. 日程

本定時株主総会開催日：平成28年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日：平成28年6月28日（予定）

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第38期有価証券報告書及び第39期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日までの間において、追加及び変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加及び変更箇所を記載したものであり、追加及び変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 第2 事業の状況

#### 4 事業等のリスク

##### (1) 至(8) 略

##### (9) 株式の希薄化に関するリスクについて

当社は、平成28年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、本第三割増資についての議案の承認が得られることを条件として、平成28年4月28日開催の取締役会において新株式発行の決議を行っており、本第三者割増資により発行する普通株式の数は、55,000,000株（議決権数550,000個）であり、平成28年3月31日現在の当社の発行済株式総数32,047,071株（議決権数304,541個）に対して180.60%の割合で既存株式の希薄化が生じることとなります。

この結果、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼすおそれがあります。

##### (10) 割当先が親会社となるリスクについて

平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づき、普通株式55,000,000株が発行された場合、健康コーポレーション株式会社が保有する当社普通株式に係る議決権保有割合（平成28年3月31日現在の総議決権数を基準とする）は64.36%となることが見込まれ、同社は当社の親会社に該当することとなります。

当社の経営方針についての考え方や利害関係が健康コーポレーション株式会社との間で常に一致するとの保証はなく、健康コーポレーション株式会社による当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需要関係等に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第38期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりです。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第38期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円

###### 第2号議案 取締役5名選任の件

朝倉英文、渡辺純二、響庭光夫、米田宏一及び中分孝一を取締役に選任するものであります。

###### 第3号議案 監査役2名選任の件

金子公一及び大田敏信を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	196,979	3,584	-	(注) 1	可決 (97.29%)
第2号議案					
朝倉 英文	197,347	3,216	-	(注) 2	可決 (97.47%)
渡辺 純二	197,373	3,190	-		可決 (97.48%)
響庭 光夫	197,274	3,289	-		可決 (97.43%)
米田 宏一	197,308	3,255	-		可決 (97.45%)
中分 孝一	197,290	3,273	-		可決 (97.44%)
第3号議案					
金子 公一	197,497	3,000	-	(注) 2	可決 (97.58%)
大田 敏信	197,480	3,017	-		可決 (97.57%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 賛成割合の計算方法は、次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会の前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分）に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の一部の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

### 3. 資本金の増減について

該当事項はありません。

### 4. 最近の業績の概要

第39期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の業績の概要

当社の第39期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）における売上高は13,480百万円、営業損失は600百万円、経常損失は520百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は3,710百万円となる見込みです。なお、この見込数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第38期	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月29日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第39期第3四半期	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月10日

マルコ株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 勝基	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾仲 伸之	印
--------------------	-------	-------	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルコ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルコ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルコ株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、マルコ株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月 3日

マルコ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

寺田 勝基

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

千崎 育利

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルコ株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。